

箕面市訓令第二十九号

庁中一般

箕面市死者情報取扱要綱を次のように定める。

制定 令和五年三月三十一日訓令第二十九号

改正 令和六年十一月二十八日訓令第七十四号

箕面市長 原 田 亮

箕面市死者情報取扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、実施機関が保有する死者情報の取扱いについて必要な事項を定め、死者情報の適正な管理及び遺族の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二 実施機関 箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号。以下「条例」という。）第二条第一号に規定する実施機関をいう。

(死者情報の取扱い)

第三条 実施機関は、保有する死者情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、遺族等の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮しなければならない。

(保有死者情報)

第四条 次条の開示対象者が開示の申出をすることができる死者情報（以下「保有死者情報」という。）は、条例第二条第二号に規定する行政文書に記録されているものに限る。

（開示の申出等）

第五条 次に掲げる者（以下「開示対象者」という。）は、保有死者情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

一 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 死者の子及び父母

三 死者の二親等内の血族又は一親等の姻族である者（前二号に掲げる者がいないとき又は所在が判明しないときに限る。）

2 未成年者又は成年被後見人である開示対象者の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、当該開示対象者に代わって開示申出をすることができる。

（開示申出の手続等）

第六条 保有死者情報の開示申出をしようとする者は、当該保有死者情報を保有する実施機関に対し、死者情報開示申出書（様式第一号）を提出するものとする。

2 開示申出をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示申出に係る開示対象者又は法定代理人であることを示す書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 前項に規定する開示対象者であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

一 戸籍謄本その他当該開示申出に係る死者との親族関係を証する書類

（開示申出日前三十日以内に作成されたものに限る。）

二 当該開示対象者が本人であることを示す次に掲げるいずれかの書類
イ 開示申出書に記載されている開示対象者の氏名及び住所又は居所
と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、個人
番号カード、在留カード、特別永住者証明書

ロ 前号に掲げるもののほか官公署から発行され、又は発給された書
類であつてこれらに類するものとして実施機関が認めるもの

4 第二項に規定する法定代理人であることを示す書類は、次に掲げる書
類とする。

一 前項第一号に掲げる書類

二 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証
明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成二十三年法律第五
十二号）第四十七条第一項に規定する家事審判事件に関する事項の証
明書をいう。）その他法定代理人であることを証する書類（開示申出日
前三十日以内に作成されたものに限る。）

三 当該法定代理人に係る前項第二号に掲げる書類

5 開示申出をした法定代理人は、当該開示申出に係る開示を受ける前に
法定代理人たる資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開
示申出をした実施機関に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があつたときは、当該開示申出は、取り下げら
れたものとみなす。

7 実施機関は、死者情報開示申出書に形式上の不備があると認めるとき
は、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期
間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機
関は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めな
ければならない。

（開示義務）

第七条 実施機関は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有死者情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有死者情報を開示しなければならぬ。

一 条例第七条第一号及び第三号から第八号までの規定のいずれかに該当する情報（同条第一号については、同号中「個人の」を「開示申出の対象となつている死者以外の個人の」と読み替えて適用したときに該当する場合に限る。）

二 当該死者の意思に反し、又は名誉等を損なうおそれがある情報

三 前二号に掲げるもののほか、開示しないことが正当であると認められる相当の理由がある情報

2 実施機関は、開示申出に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、当該部分を容易かつ合理的に分離することができ、当該分離により開示申出の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該部分を除いて保有死者情報を開示しなければならない。

（保有死者情報の存否に関する情報）

第八条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する決定等）

第九条 実施機関は、死者情報開示申出書の提出のあつた日から三十日以内に、保有死者情報の全部又は一部を開示する旨の決定又は保有死者情報の全部を開示しない旨の決定（開示申出に係る保有死者情報を保有し

ていないとき及び前条の規定により開示申出を拒否するときを含む。）をしなければならない。ただし、第六条第七項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により決定を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により開示申出者に対して通知するものとする。

一 保有死者情報の全部を開示するとき 死者情報開示通知書（様式第二号）

二 保有死者情報の一部を開示するとき 死者情報部分開示通知書（様式第三号）

三 保有死者情報の全部を開示しないとき（開示申出に係る保有死者情報を保有していないとき及び前条の規定により開示申出を拒否するときを含む。） 死者情報不開示（不存在・存否応答拒否）通知書（様式

第四号）

3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を死者情報開示通知等期限延長通知書（様式第五号）により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与）

第十条 開示申出に係る保有死者情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、前条第一項に規定する開示等の決定を行う前に、当該情報に係る第三者に対し、第三者意見照会書（様式第六号）により通知して、意見書を提出する機会を

与えることができる。

- 2 前項の規定による通知を受けた者が意見を述べようとするときは、第三者開示通知等意見書（様式第七号）により行うものとする。

（開示の方法）

- 第十一条 保有死者情報の開示は、実施機関が第九条第二項の通知書で指定する方法により行うものとする。

- 2 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める閲覧又は写しの交付の方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有死者情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有死者情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 3 前項に規定する実施機関が定める閲覧の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの聴取

- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの視聴

- 三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法

- イ 実施機関が現に使用しているプログラム（電子計算機に対する指令で、一つの結果を得ることができるように組み合わせられたもの）という。（以下同じ。）及び専用機器を使用して用紙に出力したもの（画

面のハードコピーを除く。）の閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取、視聴

4 第二項に規定する実施機関が定める写しの交付の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを光ディスク（シー・ディー・ロム又はディー・バイ・ディー・ロムに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを光ディスクに複写したものの交付

三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 実施機関が現に使用しているプログラム及び専用機器を使用して用紙に出力したもの（画面のハードコピーを除く。）の写しの交付。ただし、実施の容易さ等を勘案して実施機関が適当と認める場合は、当該電磁的記録を光ディスクに複写したものを交付することができる。

5 前項第三号ただし書に規定する実施機関が適当と認める場合は、次の各号のいずれかに該当しない場合とする。

一 実施機関が現に使用しているプログラム又は専用機器での処理が容易でない場合

二 不開示情報が記録されている部分の分離が容易でない場合

三 死者情報の保護又はシステムの保全に影響を及ぼすおそれがある場合

四 前三号に掲げるもののほか、事務の適性かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある場合

（閲覧、聴取又は視聴の制限等）

第十二条 第九条第一項の規定により開示の決定を受けた者が、前条第二項の規定による文書又は図画に記録されている保有死者情報の閲覧又は前条第三項の方法による電磁的記録に記録されている保有死者情報の閲覧、聴取又は視聴をしようとするときは、当該保有死者情報の持出しは禁止する。

2 実施機関は、保有死者情報の開示により当該保有死者情報の毀損又は滅失のおそれがあると認めるときは、当該保有死者情報の閲覧、聴取又は視聴を中止することができる。

（費用の負担）

第十三条 第十一条の規定により写しの交付の方法による保有死者情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の写しの作成に要する費用は、箕面市個人情報保護に関する法律施行細則（令和五年箕面市規則第三十七号）第十一条第一項の規定を準用する。

3 前項の費用は、保有死者情報の写しを交付する際に現金その他実施機関が認める方法により徴収するものとし、郵送による請求の場合は、前納とする。

4 郵送により保有死者情報の写しの交付を受ける者は、当該保有死者情報の写しの送付に要する費用を郵便切手で負担しなければならない。

（他の制度との調整）

第十四条 他の法令等により、保有死者情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付に関する手続きが定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和六年十二月二日から施行する。